

平成 20 年度公営企業金融公庫 概算要求の概要について

1. 基本的考え方

地方公営企業等金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）により、公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、平成 20 年 10 月 1 日に解散することとされ、その権利及び義務は、基本的に地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）が承継することとされたところ。

公庫の平成 20 年度の概算要求については、平成 20 年 9 月 30 日までに必要となる所要額を計上。

2. 概算要求の概要

(1) 貸付資金枠の確保

○ 貸付計画額	7, 802 億円
（平成 20 年度債分	3, 000 億円）
（過年度債分	4, 802 億円）

(参考) 平成 20 年度地方債計画(案)における
公営企業金融公庫資金計上額 3, 000 億円

(2) 公営企業債券発行計画額

- 政府保証国内債 2, 200 億円
- 政府保証外債 1, 300 億円
- その他 800 億円
- 計 4, 300 億円

(3) 公債費負担の軽減対策

国における地方公共団体の公債費負担の軽減対策を踏まえた措置

- 繰上償還 4, 000 億円程度
- 公営企業借換債 2, 000 億円

(4) その他

区分経理等に対応するためのシステム整備等に要する経費を計上